

「サイクリングしまなみ 2026」スタッフ等派遣業務 仕様書

1 業務名

「サイクリングしまなみ 2026」スタッフ等派遣業務

2 目的

令和8年10月25日に開催される、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2026」の安全かつ円滑な業務運営を図るため。

3 就業場所

「サイクリングしまなみ 2026」会場（広島県尾道市）

4 派遣期間及び派遣人数

令和8年10月25日（日）及び事前研修を実施する日 102名程度

5 就業時間・業務内容（10月25日）

就業時間及び業務内容については、次のとおりとする。派遣元は、県の指定する時間に、派遣労働者等を派遣すること。ただし、送迎場所及び時間も含め、詳細については、広島県と協議の上、決定することとし、全体の派遣人数及び各業務場所への配置人数については、大会の運営方法を詰めていくうえで、変更する可能性があるものとする。

業務場所・内容	勤務時間	送迎
固定監察員（高速道路上スタッフ）	5：30～12：00（71人）	送迎バスにより 送迎
瀬戸田PA（エイドステーション）	5：30～12：00（28人）	
待機	4：00～5：00（3人）	

6 事前研修

派遣元は、10月中旬までに派遣労働者全員に事前研修を受講させること。

- 研修会場は尾道市周辺の大学又は施設で行うこととし、それらの会場の予約等は派遣元が行うこと。なお、会場及び日程については、事前に県と調整すること。
- 研修内容は、サイクリングしまなみ実行委員会による説明の実施、必要に応じ県より提供する動画データ（1時間程度）の視聴によるものとする。

7 服務に関すること

派遣元は、次に掲げる事項を派遣労働者に遵守させること。

- 信用失墜行為の禁止
県の信用を失墜する行為をしないこと。
- 業務の適正処理
 - 労働者の身だしなみ、言葉遣いは、参加者等に不快感を与えないように徹底すること。
 - 業務遂行に際しては、県の指示を逸脱しないよう常に細心の注意を払って業務に当たるよう徹

底すること。

c 業務について不明な点があれば、独自に判断せず、必ず指揮命令者へ確認すること。

(3) 業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

(4) 都合により業務に従事できないときは、事前に派遣元に連絡すること。

8 派遣先責任者

広島県商工労働局 観光課 担当課長（観光魅力創造担当） 木津 早苗

9 派遣元責任者

事業所名

役職・氏名

許可番号

連絡先

10 指揮命令者

指揮命令者については、各業務場所の責任者となる県職員とする。

11 派遣計画書

(1) 派遣元は、派遣労働者の人数などを記載した派遣計画書を作成することとし、令和8年9月30日（水）までに県に提出するものとする。

(2) 派遣元は、既に提出している派遣計画書の変更を行う場合、速やかにその旨を県に連絡するとともに、変更後の派遣計画書を遅滞なく県に提出するものとする。

12 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により作業に従事できない場合には、派遣元は代替人員の確保を図ることとする。ただし、作業の継続性及び効率性を確保する観点から、代替人員の派遣を求めないことがある。

13 管理台帳の作成

県は派遣先台帳を、派遣元は派遣元台帳をそれぞれ作成し、従事者ごとに記載するとともに適正な管理を行わなければならない。

14 派遣労働者の苦情処理

(1) 労働者派遣の適正な運営及び派遣労働者の適正な勤務条件確保のため、県及び派遣元はそれぞれ「苦情の申し出を受ける者」（以下「苦情担当者」という。）を置くこととし、次の者を指定する。

ア 派遣先（県）

広島県商工労働局 観光課 参事 中野 隆治

連絡先 082-513-2423

イ 派遣元

事業所名

役職・氏名

許可番号

連絡先

- (2) 県における苦情担当者が派遣労働者から県に係る苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者に連絡し、派遣先責任者が中心となって、遅滞なく、誠意をもって対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- (3) 派遣元における苦情担当者が派遣労働者から派遣元に係る苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者に連絡し、派遣元責任者が中心となって、遅滞なく、誠意をもって対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- (4) 県及び派遣元は、単独ではその解決が難しいと判断される苦情については、派遣先責任者及び派遣元責任者それぞれの責任において、相互に連絡調整のうえ、当該苦情について適切かつ迅速に対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- (5) 県及び派遣元は、両者ではその解決が難しいと判断される苦情については、相互に連絡するとともに、派遣労働者に結果を知らせることとする。

15 社会及び労働保険加入の通知

派遣元は、社会及び労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、所要の手続を全て行うこととし、派遣労働者の同保険の加入状況を県へ通知すること。

16 安全衛生

- (1) 県及び派遣元は、当該業務の派遣労働者の安全及び衛生に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところによるほか、安全、衛生の関連法規及び行政通達を遵守するものとする。
- (2) 派遣労働者が労働災害に被災した場合は、県は遅滞無く派遣元責任者へ連絡するとともに、労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付することとする。
- (3) 県は派遣労働者の労働環境の整備として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び事務所衛生基準規則（昭和47年9月30日労働省令第43号）を遵守することとする。

17 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、県及び派遣元が協議してこれを定めるものとする。
- (2) 派遣先から提供された業務情報、連絡事項、変更内容等について、派遣労働者に対し、遅滞なく、かつもれなく周知すること。